県営土地改良事業(坂井西部地区 暗渠排水(経営体育成基盤整備(土地総))事業)計画を変更するため、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第4項の規定に基づく協議をするにあたり、第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により公告し、変更後の土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、変更後の土地改良事業の概要に意見がある者は、第88条第6項において準用する 第87条の2第9項の規定により、意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間および場所ならびに意見書の提出方法等に ついては下記のとおりである。

令和7年10月16日

福井県知事 杉本 達治

記

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業変更計画概要書の写し
- 2 縦覧の期間

令和7年10月16日から 令和7年11月14日まで

3 縦覧の場所

坂井市産業政策部農業振興課 坂井市産業政策部農業振興課ホームページ

- 4 意見書の提出の方法等について
 - (1)意見書の提出先

〒913-8511 福井県坂井市三国町水居17-45 坂井合同庁舎内 福井県坂井農林総合事務所農村整備部計画管理課

- (2) 意見書の提出期限令和7年11月14日
- (3) 意見書の提出上の注意
 - ①意見書の様式は任意ですが、提出する意見は日本語に限ります。
 - ②意見書は公表する場合があるとともに、提出された意見に対して個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
 - ③意見書には個人にあっては住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人にあっては法人名・所在地を記載してください。これらは公表させていただく場合があります。